

令和3年調布市教育委員会第12回定例会会議録

1. 日 時 令和3年12月15日午前10時00分～午前11時08分（1時間8分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教育部副参事兼指導室長 所 水 奈

教 育 部 次 長 高 松 春 美

教 育 部 副 参 事 兼

指導室学校教育担当課長 高 橋 慎 一

教 育 部 副 参 事 兼

図 書 館 長 柏 原 公 毅

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

学 務 課 長 丸 山 義 治

学 務 課 主 幹 渡 辺 賢 治

指導室教育支援担当課長兼

教育相談所長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 濱 田 昌 也

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

社 会 教 育 課 長 源 後 哲 郎

東 部 公 民 館 長 花 岡 裕

東 部 公 民 館 副 館 長 鈴 木 秀 明

西 部 公 民 館 長 神 戸 聡

北 部 公 民 館 長 小 野 敏 希

|            |                 |         |
|------------|-----------------|---------|
|            | 図 書 館 主 幹       | 小 池 信 彦 |
|            | 図 書 館 副 館 長     | 長 崎 光 利 |
|            | 郷 土 博 物 館 長     | 早 野 賢 二 |
|            | 郷 土 博 物 館 副 館 長 | 御 前 智 則 |
| 1. 事務局出席者  | 教育総務課総務係主任      | 泉 瀧 雅 樹 |
| 1. 会議録署名委員 | 教 育 長           | 大和田 正 治 |
|            | 委 員             | 千 田 文 子 |

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和3年調布市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

---

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

日程に入る前に、私から皆様にお願いがございます。

平成24年12月20日に、調布市立富士見台小学校において、当時5年生の児童が学校給食における食物アレルギーにより尊い命を失われてから約9年になります。ここで改めて児童の御冥福をお祈りし、黙とうを捧げたいと思います。傍聴者の皆様も御協力をお願いしたいと思います。

御起立ください。

(黙とう)

○大和田教育長 ありがとうございます。御着席願います。

---

日程第1 令和3年調布市教育委員会第12回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 それでは、これより日程に入ります。日程第1、令和3年調布市教育委員会第12回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、千田委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしくお願いいいたします。

---

日程第2 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。

報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしくお願いいいたします。

初めに、関口教育総務課施設担当課長から、令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料1をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、12月10日現在の進捗状況の報告です。1ページから2ページまでが工事の一覧となっています。

前々回の第10回定例会以降、新たに契約した工事については、2ページを御覧いただきまして、No.15からNo.18までの4件です。契約しました工事の概要について説明をします。

No.15は、八雲台小学校プールの改修を実施するもので、プール水槽本体の更新等を実施する工事です。

No.16は、第八中学校で校庭の防球ネットの改修を実施します。第八中学校の学校敷地の南側、道路を挟みまして反対側の民地で、これまで畑であった土地が宅地開発化され戸建て住宅が建築されたこともあり、校庭の南側の一部に、新たに高尺の高い防球フェンスを設置します。

なお、防球フェンスの高さは12メートルを予定しています。

No.17は、若葉小学校で体育器具として雲梯を設置する工事です。現在、若葉小学校では児童数の増加に伴い校庭に仮設校舎を建築したため、校庭の面積が縮小し、児童が体を動かす環境に影響が生じています。このため、プール横にありました観察池を撤去した場所に新たに雲梯を設置します。

No.18は、調和小学校で経年劣化に伴い老朽化したプール用の温水機等の設備を更新する工事です。このため、屋内プールの利用については12月11日から2月20日までの間、利用を中止します。

また、本日の定例会までに4件の工事が完了し、年内、12月末までには6件の工事が完了する予定となっています。

続きまして、3ページをお願いいたします。No.1は、布田小学校校舎外壁改修工事の状況で、現在、校舎の全面に仮設足場を設置し、外壁の改修を進めているところです。布田小学校の校舎は、大きくは建物3棟で構成されておりまして、学校敷地の南側の校舎、写真では左側に写っている校舎棟のほうから施工が完了し、部分的に仮設足場の撤去が始まった状況です。

No.2から、4ページの上段、No.4までの写真は国領小学校体育館改修工事の状況で、No.2は体育館の外部で施工がおおむね完了した状況、No.3は体育館の玄関横に設置をしましたスロープの施工状況となります。

4ページをお願いいたします。No.4は体育館の内部で施工がおおむね完了した状況です。

No.5も同じく体育館の工事で、富士見台小学校体育館改修工事の状況となります。こちらも内部の施工がおおむね完了した状況です。

なお、どちらの学校とも、シックハウス対策として、室内化学物質の測定結果において

も安全確認ができましたので、年明け3学期から授業等での使用ができる状況となりました。

No.6は、柏野小学校給食室改修工事の状況で、給食室内部の施工状況です。天井内に収める設備機器の設置や、壁周りの作業を進めています。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、濱田指導室統括指導主事から、令和3年11月における市内小・中学校の事故等の報告について、コミュニティ・スクールの導入に向けた今後の予定について、以上2件の報告を願います。濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 初めに、資料2、令和3年11月における市内小・中学校の事故等について報告いたします。

11月は小学校7件、中学校2件、計9件となります。

初めに、小学校7件の詳細について報告いたします。

1件目、11月1日、昇降口、管理内、第6学年女子児童です。帰りの会終了後、当該児童は、遊びで友達から追い掛けられ、階段を勢いよく駆け降りた際に、床で滑り、すのこに左ひざを打ち付けました。養護教諭は患部の応急処置を行うとともに保護者に連絡をしました。当該児童は、担任同行の下、病院で受診し、ひざの裂傷部分を10針縫合する処置を受けました。

2件目、11月5日、公園、管理外、第6学年男子児童です。帰宅後、当該児童は友達と公園でペットボトルにボールを当てる遊びをしておりました。当該児童が他児童の失敗をからかったため他児童は怒り、当該児童に飛びげりをしました。当該児童が痛がっているところを当該校の保護者が通りがかり、当該児童保護者へ連絡をしました。当該児童は、保護者同行の下、病院で受診し、右腕橈骨尺骨骨折と診断され処置を受けました。

3件目、11月10日、階段、管理内、第2学年男子児童です。給食準備中、当該児童が階段を上っていたところ、他児童が階段から飛び降り、当該児童の顔と他児童の頭が衝突しました。養護教諭は当該児童の唇を確認し、保護者に連絡をしました。当該児童は、養護教諭同行の下、病院で受診し、上唇の傷のみで歯には特に異常はないと診断を受けました。

4件目、11月10日、校庭、管理内、第2学年男子児童です。中休み、当該児童は友達とボール遊びをしていました。中休みのルールではボールをけることが禁止されていましたが、他児童がボールをけろうとしたので、当該児童はボールを押さえました。しかし、他

児童の勢いは止まらず、ボールをけってしまい、その反動で当該児童は右手を痛めました。養護教諭は患部の冷却処置を行うとともに保護者に連絡しました。当該児童は、養護教諭同行の下、病院で受診し、右手人差し指の骨折と診断され、処置を受けました。

裏面を御覧ください。5件目、11月16日、校庭、管理内、第6学年女子児童です。体育、ハードル走の時間、当該児童はハードルを飛び越えるときに足が引っ掛かり転倒し、右手を地面に着きました。養護教諭は冷却と固定の処置を行い、保護者に連絡をしました。当該児童は保護者同行の下、病院で受診し、右前腕部の骨折と診断され、処置を受けました。

6件目、11月24日、体育館、管理内、第3学年男子児童です。体育の跳び箱の時間、当該児童は跳び箱に着手する際に右手をひねりました。養護教諭は患部の冷却処置を行いました。その後、当該児童は通常の学校生活を送り、下校をしております。放課後、担任は保護者に連絡をするとともに、家庭での見守りをお願いしました。同日夜に当該児童は痛みを訴え、指にはれが見られたため、翌朝、当該児童は保護者同行の下、病院で受診し、右手の中指、薬指、小指の骨折と診断され処置を受けました。

7件目、11月25日、通学路、管理外、第2学年女子児童です。登校途中、当該児童はポケットに手を入れて歩いていたところ転倒し、顔面を地面に打ち付けました。当該児童は保護者同行の下、来校し、養護教諭が欠けた歯を保存液に浸し応急処置を行いました。当該児童は保護者同行の下、病院で受診し、処置を受けました。

続いて、中学校2件の詳細について報告いたします。

1件目、11月1日、教室、管理内、第3学年男子生徒です。休み時間、当該生徒は友達と、足をどれだけ上げられるかと遊んでいたところ、バランスを崩して転倒し、左手を着きました。養護教諭が患部を確認したところ、左手首に変形が見られたため、保護者に連絡をするとともに救急車を要請しました。当該生徒は、保護者及び養護教諭同行の下、病院で受診し、左手の橈骨と尺骨の骨折と診断され手術を受けました。

2件目、11月24日、廊下、管理内、第1学年男子生徒です。昼休み、当該生徒は他生徒と背中から抱き抱える遊びをしており、当該生徒から他生徒にもう一度やってほしいとお願いをしました。他生徒は、もう一度抱き抱えた際に手を滑らせ、1メートルほどの高さから当該生徒が落ちる状態となり、床に腰、肩、後頭部を打ち付けました。養護教諭は当該生徒の状況を確認し、保護者に連絡をしました。当該生徒は教員同行の下、病院で受診し、検査の結果、特に異常は見られませんでした。

資料2について報告は以上です。

続きまして資料3，調布市コミュニティ・スクールの導入に向けた今後の予定について、報告をいたします。資料を御覧ください。

資料上段，1，コミュニティ・スクール導入の背景と国の動向についてです。

背景としましては、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化しています。このような状況の中で「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を学校と地域とが共有し、児童・生徒に未来の創り手となるために必要な資質、能力をはぐくむ社会に開かれた教育課程の実現が求められております。

そこで、これまでも学校と地域とが連携した取り組みは推進してまいりましたが、学校と地域のさらなる相互連携の下に学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていく必要があります。

また、国の動向としまして、地教行法の改正により、コミュニティ・スクールの設置が努力義務化されました。さらに、国の第3期教育振興基本計画の中で、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度をすべての公立学校において導入することを目指しております。あわせて、調布市では令和3年度に地域学校協働本部を全校に設置完了となりましたが、地域学校協働本部による地域学校協働活動の全国的な推進を図るとされました。そのほかに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的推進を図るために、令和2年度より、地域学校協働活動事業で活用する補助金の要件がコミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があることとなりました。

次に、資料の中段左の2，コミュニティ・スクール，以下CSと言わせていただきます。CSの概要を御覧ください。

1，CSとは、地教行法に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限を持って学校運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことを学校運営協議会と言い、学校運営協議会を設置している学校のことをCSと言います。

2，CSの目的です。学校と地域住民が目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組むことで地域とともにある学校づくりを目指すものであります。

3，CSの主な機能としましては、必須のものとして、①学校運営の基本方針に対しての承認があります。次に、任意とはなりますが、②学校運営とそのために必要な支援について、教育委員会または校長に意見を述べることができます。また、③教職員の任用に関

して、教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べることができます。

なお、③の任用に関する機能については、教育委員会規則で教職員個人の分限及び懲戒に関する意見を述べるできないように規定する予定です。また、地教行法に基づく学校長の教職員に関する意見具申権を妨げるものではなく、CSとしても意見を述べるができるものです。

続いて4、CS導入による効果です。学校長や教職員の異動があった場合においても、CSによって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる持続可能な仕組みを構築することができます。

また、地域住民等の理解と協力を得た学校運営が可能となり、地域人材を活用した教育活動を充実させることができます。

また、学校と地域の適正な役割分担により、学校がより教育活動に注力することができることが考えられます。

次に、資料の右、3、CSと地域学校協働本部の関係性を御覧ください。まず御確認いただきたいのは、図にありますようにCSと地域学校協働本部は別の組織であるということです。地域学校協働本部がCSに置き換わるという誤解もあることから、組織の関係性について説明をいたします。

CSでは、学校運営やその運営に必要な支援に関する協議を行い、関係者で目標やビジョン等を共有していきます。そして、それらを実現するために地域学校協働本部が実働部隊となり活動を展開していきます。このように、CSと地域学校協働活動を一体的に推進することで相乗効果を発揮し、教育活動の充実や活性化につなげていきます。

次に、資料下段の左、4、調布市版CSの主な内容について御覧ください。実施形態は単独型で、小・中学校28校それぞれの学校にCSを導入します。これにより自校の課題に絞って熟議することが可能となります。また、学校の特色を反映しやすいといったメリットも上げられます。

次に、現在、教育委員会で導入をしている学校評議員、学校関係者評価委員会制度については、その機能をCSへ一本化を図ります。既存制度を整理し効率化を図ることで、保護者や地域住民が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築を目指していきます。

導入モデルは、モデル校による効果検証等を踏まえた段階的に導入を進めてまいります。まず、令和5年4月に小学校2校、中学校1校にモデル校を設置し、令和6年4月に小学校9校、中学校3校を設置、最後に令和7年4月に残りの小学校9校、中学校4校を追加



設置し、令和7年度全校設置完了予定としております。

資料下段の右、5、導入に向けた行程表（予定）を御確認ください。まず、来年1月にCS導入検討委員会を設置します。9月からは、検討委員会での検討を踏まえ、3にありますモデル校CS準備委員会を開催し、モデル校でCSを導入する令和5年4月までにCSの制度の確認や熟議の演習等を行い、導入後にスムーズな運営ができるようにしていきます。そして、令和5年3月には住民説明会を実施する予定です。

これらの行程の中で、2にありますCSマイスター講演会のように、CSについて研修も実施していきます。モデル校以外の学校については、モデル校が実施している協議会の視察や研修会の充実、統括コーディネーターの巡回相談など、支援の充実に努めてまいります。

最後に、令和7年度までに全校に導入する理由としまして、導入準備委員会や研修会を通じて、CSの導入目的や運営について御理解いただいた学校管理職や地域住民等がいる中で、短期間で導入することで導入後の円滑な運営が期待できるため、また、地域学校協働活動事業で活用する都の補助金の要件について、現在はCSを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があることとなっておりますが、今後、要件が変更される可能性があることから、歳入確保の観点からも短期間で導入する必要があると考えるためです。

報告は以上となります。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。福谷委員。

○福谷委員 教育施設のほうで、分からないのですが、柏野小の給食室の改修工事で、子どもたちへの給食はどうなっているのですかというのを、ちょっと疑問に思ったので、教えてください。

○大和田教育長 渡辺学務課主幹。

○渡辺学務課主幹 柏野小学校の学校給食の提供につきましては、当初は工期の関係から来年の2月の下旬に提供を再開する予定でありました。しかしながら、今回の給食室の改修工事の工期の延長に伴いまして、提供時期につきましては令和4年、来年度の当初からということに変更となります。

このことにつきましては、学校を通じ保護者に対し丁寧な説明を行うとともに、来週に予定しております保護者説明会、臨時説明会の開催の中で説明をしながら御理解をいた

だきたいと考えております。

○大和田教育長 福谷委員，よろしいですか。

○福谷委員 そうすると，今，給食は提供されていないのですか。

○大和田教育長 渡辺学務課主幹。

○渡辺学務課主幹 現状につきましては，改修工事に伴って給食の提供が今できておりません。基本的な対策としましては，その期間につきましては各御家庭からお弁当を持参していただくということで理解をいただいておりますが，保護者負担の低減の観点から，お弁当事業者から御希望する家庭に，学校にお弁当を届けていただくというような補助事業についても並行して取り組んでいるところです。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。はい，千田委員。

○千田委員 資料2でお願いします。小学校の事故の②のところなのですが，これはちょっと心配というか，お話しさせていただきたいのです。小学校6年生で，遊びの中で失敗をからかったら，それが怒りになって，飛びげりになって，橈骨尺骨が折れてということ。この紙面だけで，かなりのことかなと想像してしまいます。

6年生でからかい，怒るとしても，その怒りがこれだけのことになってしまうということは，その裏に何かがあるのかなと思わざるを得ないところがありますけれども，今これについての情報があれば教えていただきたいのですが，なければ，ぜひ学校のほうにも丁寧に取り扱って指導をしていただきたいなと思います。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 この事故前の加害者となる児童，被害者となる児童の関係については，十分把握をしておりませんので，学校のほうにしっかりと調べて，もともと人間関係に問題があったのかということも含めながら，そういったところがないように指導してまいります。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 資料3について意見を述べさせていただきたいと思います。その前に文言について，私，不勉強で申し訳ないんですけども，ちょっと教えていただ

きたい。

国の動向のところ、地教行法の改正といいますか、その中の努力義務化を、ちょっと詳しく教えていただきたい。もう1つは、5の導入に向けた行程表のところ。準備委員会が開催されるわけですが、熟議演習という、あまり聞いたことがないのですが、これはどのように解釈すればいいか、まず教えていただきたいと思います。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 設置の努力義務化につきましては、それぞれの自治体が導入するように努力をなささいといったことなのかなと。必須、必ず設置をなささいということではないということにはなります。ですが、国の動向の2つ目にありますが、すべての公立学校において導入することを目指してということでもありますので、国としてもすべての公立学校にはコミュニティ・スクールを設置していただきたいという思いが込められているのかなと思います。

続きまして、熟議に関しましては、学校運営協議会で協議をしていく中で、どのように話を進めていくのかといったところの話合いの、いわゆる1つの方法といいますか、そういうところになります。ただの意見の言い合いではなく、しっかりとそれぞれの委員さんが意見を言って、それをしっかりとコミュニティ・スクール、学校運営協議会として意見をまとめていく、そういった内容、方法のことを熟議と言います。

こちらの熟議の方法につきましては、学校運営協議会の委員の皆さんが決まったときに、そういった方法が分からないとか、どのように話し合いを進めていけばいいか分からないといった、不明なところもありますので、そういった熟議の演習もしっかりと進めてまいりたいと考えて、このような熟議演習ということを書かせていただいております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。努力義務というと、その設置について努力をして、なるべく設置ができるような方向に持っていきなさいよというように捉えてよろしいわけですかね。

○大和田教育長 高橋指導室学校教育担当課長。

○高橋教育部副参事兼指導室学校教育担当課長 地教行法の規定におきましては、学校運営協議会の設置に努めることという規定でありますので、設置に努めるといったことなのかなと。いわゆる努力義務。設置しなければならないという規定ではなくて、設置に努めるというように規定されています。

地教行法の改正以降、例えば、東京都内でも設置が活発化してきておりまして、例えばなのですけれども、多摩26市の設置状況につきましては、もう導入している市が16市、約62%、調布市を含めて未導入10市。ただ、その未導入の10市の中でも2市は来年度に導入することが既に決まっておりますので、導入はますます加速されていくかなというように捉えております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。行政の解釈の仕方はなかなか難しいものだなというように思っておりますが、要するに、ねばならないではなくて、それに近付ける努力をなさいよという意味に捉えてよろしいですか。ありがとうございました。

この3のところに、CSと地域学校協働本部の関係性が図で示されておりますが、このように進めば、とてもいい地域と学校の関係が出来上がっていくのだろうと思うのですが、それに至るまでの、やはり構成員の影響というのはかなり大きいのではなかろうかなと思うわけです。

最近では学校評価委員等々、いわゆる人材不足みたいな感じで、調布にはないと思えますけれども、2～3校を掛け持ちで学校評価委員をやっている方もいらっしゃるぐらいです。これから全校、いわゆる28校がそうになっていくとなると、人選にかなり御苦労が生じてくるのかなと思えますけれども、そこで任命、人選について教育委員会としてはどの程度、かかわれるのか。学校長が推薦をされてきた方々を教育委員会としてすべて認めるのか。そこら辺りはこれからだと思えますけれども、お考えがあれば教えていただきたいと思えます。

○大和田教育長 高橋指導室学校教育担当課長。

○高橋教育部副参事兼指導室学校教育担当課長 基本的には教育委員会が任命することになっておりますけれども、学校は地域の皆さんの御協力を仰ぎながら学校運営を進めていくと。新しい学習指導要領におきましても開かれた教育課程の実現を目指している。そのツールとしてコミュニティ・スクールを導入していくという流れになっておりますので、基本的に学校のほうで人選はある程度、目処を立てていただくということとしておりまして、教育委員会がそれを追認していくというのが基本的な考え方かなと思っております。

もう既に私どものほうで、統括コーディネーターを通じて学校長のほうには、今後コミュニティ・スクールの導入に向けて委員の選任が必要になってくる、そういった方の目星

を付けていってくださいというようなお話も、内々には進めていっているというような状況もあります。

あとは、地元の地域の方だけということではなくて、できれば学校の負担、教職員の負担といったことも分かるし地域の方の意見も集約できるというようなことで、例えば学識経験者のような方を入れることで協議会の、先ほどお話があるような熟議みたいなところをうまくコーディネートできる、そういった方の人選も必要だという話を、私どもも導入に当たって先進自治体の視察などをさせていただいたところもありまして、そういった方がいたほうがいいというような話も聞いてございますので、学校にもアドバイスしながら、私どものほうでも、そういった方の御紹介ができないか、そういったところは支援していきたいなと思っております。

以上です。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。構成員の考え方というのは、本当に大きなウエートを占めると思っていますので、そこら辺り、よろしく御助言をお願いしたいというのが1点。

それから、コミュニティ・スクールの概要のところに書いてあります言葉——例えば、一定の権限を持ってとか、主体的に意見を述べる、教育委員会または校長にも意見を述べる、教育委員会に対して直接意見を述べる、人事等について教職員個人の分限及び懲戒に関する意見を述べるという、学校を運営する側にとっては極めて気になる言葉がたくさんあります。

そこら辺りを含めて、これはやはり、濱田統括指導主事がおっしゃったように、先ほどの講習会もそうですし、あるいは熟議演習ですか、話し合いの方法等についての研修会は1回とか2回ではなくて、繰り返し研修会に参加をしていただいでスムーズな運営といたしますか、いわゆる地域と学校が共に、いい方向へ向かっていくような、話し合いができるような体制を、やはりぜひつくっていく、そういう手助けといたしますか、お願いをしたいなと思っております。

ややもすると運営がうまくいかない、やれ校長のせいだ、あるいはあの担当のせいだというようになりがち傾向も私は見聞きするわけですがけれども、ぜひそういうことがないように、いわゆる合議制というように書かれているわけですので、その大事な部分を切り取ったCSが推進されていくように、ぜひお願いをしたいと思えます。

○大和田教育長　ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員　質問からお話ししたいと思います。地域学校協働事業が導入される段階で、このCSがひも付きといいますか、付いてきて、予算もそういう形でくるということを校長先生方は理解して、これに取り組まれていたのだらうと思いますけれども、そこで、このコミュニティ・スクールについてどの程度論議されたか、また、地域はこれに関してどの程度情報を持っているかという辺りを、分かりましたら教えていただきたいのです。

○大和田教育長　濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事　このコミュニティ・スクールの論議につきましては、CSマイスターの方に来ていただいて昨年度初めて校長先生方に、こういった形を導入していきたいのだといったところで講演会、勉強会を開いたところでした。それまでは、やはり地域学校協働本部がまだ全校に設置されていませんでした。今年度すべて設置をしましたが、まずは地域学校協働本部を設置しようということを最初のスタートラインにして、そこからコミュニティ・スクール化を図っていこうといったところでこれまで来たところですが、学校に関しましては、昨年度初めて、そういったところで勉強会をしたかなというように思います。

地域の皆様に関しては、説明会はまだ実施しておりませんので、今回の検討委員会であつたり、準備委員会の内容であつたりを教育委員会の皆様にしっかりと、こういった場で報告をしたり、広めていくとともに、モデル校の導入に当たって住民説明会というのもしっかりと実施していきたいというように考えております。

○大和田教育長　千田委員。

○千田委員　地域についてはこれからということは分かりましたが、校長先生たちの認識としては、これから調布市はCSを進めていくのだという共通理解と意欲が出てきているのか。意欲が出てきているかどうか分かりにくいでしょうけれども、そこは覚悟ができているなという認識でしょうか。

○大和田教育長　濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事　覚悟はしていただいているのかなと思います。やはり、導入するにより学校の負担も軽減、いわゆる働き方改革にもつながっていくといった部分も勉強会のほうでしっかりと講演していただいたり、こういういいところがあるのだよと。また、今説明にもありました学校評議員とか学校関係者評価委員会というものが既存の設置であります、そのいわゆる一体化を図っていくものであつたりと。そういったとこ

ろでは御理解をいただいているのかなとは思っております。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。懸念するところは、どういう場合にも、大変深く理解されている学校と、それから、あまり理解されていない学校がどうしても出てきて、そこが充実の際に妨げになったりすることもあるかと思しますので、先ほど出ていた勉強会というか、研修会というか、その辺りの充実は必須になってくるかなと思います。

私は以前、このCSが出てきた、たしか平成16年ころからだったと思いますが、このときに、ああ、こういう学校づくりは大事だなと思って、ちょっとそれに合わせたような学校経営を進めていた覚えがあります。ただ、やはり教職員の任用に関するところではかなり違和感があったのを覚えています。

調布市はそのときに地域支援本部を取り入れていくということで平成22年頃から支援本部になり、今の協働本部になっているという流れだと思うのですが、この基本的なCSの考え方については、私も取り入れていけたら理想としてはいいなと思います。今、学校評議員会とか学校関係者評価委員会がかなり定着しているところもあるので、CSの地ならし的なものはある程度できているのかなと思います。

教職員の任用に関するところの課題の部分は、私の認識では少し現実に即した内容になっており、さほど厳しくはないのかなというようにも思われます。ただ、先ほども出ていますように構成員のメンバーにより話し合いの内容がかなり変わってきそうですので、そこには文科省の方針の中に学識経験者とか関係行政機関の職員とかを入れることも書いてありますので、なるべく各校、凸凹がないような形の構成員を考えていただきたいなと思います。

ぜひ、学校とか、地域とか、みんなの理解ができての進め方を考えていただきたいなと思います。長くなりましたが、以上です。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 このCSを進めるに当たって、今、千田委員がおっしゃられたように教員の人事にかかわる内容が機能の中に入っているところを御心配されるところではあるというのは重々分かるところでございます。

いずれにいたしましても、学校運営を充実していくための、目的の下での人事についてでございます。分限処分であったり、懲戒処分であったりというようなことは、この中で図っていくようなものではないということであったりだとか、あとは採用や承認、転任とい

うこともございますが、飽くまでも、先ほど申しあげました学校のためにというようなところで、例えば外国語活動を充実するために中・高の英語免許を持っている人が配置されるといいということであったり、部活動をより充実させるために専門的な指導ができる教員が欲しいというような内容に、具体的にはなってくるかななどというように思っております。

ただし、このような具体的な内容につきましては、今後、教育委員会のほうで策定していく学校運営協議会の規則がございます。ちょうど地教行法の改正も、やはりいろいろな自治体の中で教職員の人事というところが様々課題であったというようなことから、その改正に当たって、どのような事項を教職員の任命に関する意見の対象にするのかというようなことに関しては具体的に規則の中で定めてよいとする改正事項もございましたので、今後、教育委員会で策定していく学校運営協議会も、規則の中で詳細については詳しく具体的に定めていきたいなと思っております。

また、構成員につきましても、学校運営協議会の規則の中で、どのようにするのかというようなことも、こちらのほうで規定することもできるかと思っておりますので、今のお話を受けて検討してまいりたいと思っております。

○大和田教育長 千田委員、よろしいですか。

○千田委員 調布市版のCSというのが4番にありますけれども、その内容が、他市の反省も踏まえて、よりよいものに作っていただけるようお願いしたいなと思っております。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかに御意見は。はい、榎本委員。

○榎本委員 お願いという形で思いを伝えさせていただきたいのですがけれども、今までの間、うわさでは地域学校協働本部も地域によって随分効果的に生かされているところと、そうでないところがあると聞いております。

今後、コミュニティ・スクールというところで、一番大事なところは、地域間における格差が出ないことが非常に重要ではないかなと。28校がそれぞれ生き生きと、地域の方と共に伸びていく学校というのが重要なのだと思います。どうか、地域によって運営、あるいは運用方法も含めまして格差が出ないような方法をモデル校の中でしっかりと精査して、次の年、次の年と、本事業に対してきちんとした運用ができるように、ぜひお気遣いいただければというように考えております。意見でございます。

○大和田教育長 御意見ということでよろしいですか。



○榎本委員 はい。

○大和田教育長 ほかにございますか。福谷委員。

○福谷委員 先ほど出ました，学校長とか教育委員会に意見を述べるという形で，例えばそれが英語の教員の配置とか，部活動の指導者とかという話が出たのですが，けれども，それについての予算というか，こちらでは歳入という形で書いてありますが，そういう形で補助金とか，その辺の裏付けがあるのかどうか。

なぜかといいますと，今でこそ部活動の外部指導員という制度があるのですけれども，以前はなくて，結局，現場の教員に振れば現場の先生はそのまま受け止めるので，だから結構，現場の教員に負担が掛かっておしまいというか。ですから，できれば，要望というものがあれば予算，裏付けがちゃんとあるような……。CSがまだ始動していないのですけれども，行く行くはということで，その辺のことをちょっと心配したので，その辺，どのように考えられているかというのをちょっとお聞きしたいです。

○大和田教育長 高橋指導室学校教育担当課長。

○高橋教育部副参事兼指導室学校教育担当課長 今お話しいただきました部活動の外部指導員につきましては，この地域学校協働本部の中に予算がございまして，国の補助金も充てられるという状況になっていまして，現在も，それをフルに活用させていただいて外部指導員を充てているというところで運営している状況です。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 今の高橋からの話は外部指導員というようなところの話ですが，教員の人事というところではCSの公募もございます。それぞれの学校で，こういう人材が欲しいというような形で公募の制度がございますので，そちらを活用していきたいと思っております。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 公募の場合は，そういう裏付けがあつての公募なのですね。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 公募というのは教員の配置になります。人事の異動になってきますので，予算とか補助金というところではなく，人が，教員が異動で来るというような形になっています。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 異動は分かったのですけれども，加配とかというのはないわけですね。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 加配につきましても、教員の人事につきましても、都教委のほうにいろいろとお願いをすることはできますけれども、それが通るかどうかは分からないというところはあるのですが、CSでこういう人材が欲しいという要望は出させていたいただきたいと思います。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ということは、CSの協議のほうで要望が出たとしても、そのとおりに現場ではならないこともあるというか、そのような回答のこともあるのかなと思ったのですが、よろしいでしょうか。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 教員の人事ですので、必ずしも……。例えば、中学校などは特に顕著なのですけれども、教科の教員がいて、その教員が、例えばサッカーの指導に長けている、その教員が市外に出てしまうといったときに、算数でサッカーの人が欲しいといったときに、それとマッチするような教員がいるかどうかというようなこともいろいろございます。

人事というところでは教員の専門性、それから部活動だとか、そのほかに持っている能力、技能が一致するかどうかというのは、都全体においても難しいところがありますので、足りないというところはやむを得ないのかなと思います。ただ、要望は出していきたいとは思っております。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 学校長の方針とか、CSのほうの意見とか、そのものについては参考意見、要望という範囲で受け止めるという感じで、兼ね合いはそのような形で進んでいくのかなと理解したのですけれども、よろしいですか。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 そのとおりでございます。

○大和田教育長 福谷委員、よろしいですか。

○福谷委員 はい、ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。細川委員。

○細川委員 私も、このコミュニティ・スクールについて、お聞きしたいことや、意見を言いたいことがあるのですが、個人的に10年近く評議員や、評価委員会や、この教育委

員になるまでは協働本部のコーディネーターというのをしてまいりまして、このようにできたらいいとか、こういうところをもっとうまくできないかなと思ってきたことや、難しいなと思ってきたようなこともありましたので、少しだけお話をお聞きしたかったり、意見を述べたいというところでもあります。

先ほども、全校に導入していく上で校長先生への研修等を進めているというところでありましたけれども、合議制になるというところで、校長先生の意識を相当大きく変えていくことになるのではないのかなと思うのです。その辺をある程度時間をかけて、先生方の意識改革をしていく必要があるだろうなと思っています。

それは、あわせて、実際にやってきた中で考えますと、校長先生だけではなくて副校長先生が実際に担当する部分も多いものですから、副校長先生の意識も同じように変えていく必要があるということは強く感じるところです。その辺の進め方といいたいでしょうか、研修等をじっくりと、丁寧にしていく必要があるかなと思っています。

学校評議員会や評価委員会制度を一本化するなど、これは私も、とてもスリム化ができて先生方の仕事が減っていくという点では、いいかなと思うのですが、今度はCSの中に、例えば文科省の資料などを見ていると教職員もかかわってもらうようなことが書かれていたり、人材の上で地域の方々にもさらに多くかかわっていただくようなところがあつて。

まず先生方の点で言うと、今までも健全育成だとか、開放委員会だとか、そういったところに先生方が、残業するような形で出ていかなければならないような状況がありました。こういったところがさらに増えていくことになると、導入による効果というところにあるような、学校がより教育活動に注力することができるというところとの兼ね合いといいたいでしょうか、先生方の御負担をどう軽減しながら、地域とのかかわりを深めていくような時間を確保するのか。理想としては非常にすばらしいと私も思うのですけれども、それを実際に現場でやっていくとなると、そういった点で非常に難しい点が多々あるなと思うところでもありますので、その点の御配慮をお願いしたいと思います。

地域の人材というところでいきますと、多くの方がPTAなどを経験されてきて健全や、開放や、地区協でかかわっている方が多いと思うのですが、現在、PTAの役員をやる方の確保自体も非常に難しい状況になっています。保護者が両親とも働いている家庭が多くなっている状況の中で、どのような会議体を、どんな形で運営していくかというところ、時間帯や曜日の設定等も含めまして、今非常に難しいところがあるかなと思います。

今、リモートワークが進んだ中で、若い保護者の方で時間的に余裕ができて地域や学校

に出ているという意欲を持っている人たちが増えてきているのかなという印象もありますので、そういった若い保護者の方々がかわりやすいような形を、ぜひ考えていただきたいというようなところであります。

ちょっと続けてお話ししてしまいますが、予算についてなのですが、昨年度でしたか、今年度でしたか、地域学校協働本部の予算が若干減っているところでありました。実績上は足りるだろうということでありましたけれども、実際活動をすればするほど不足をしていくという、現実的には出勤時間を調整したりするようなことが起きているというところも聞いておりますし、予算については、先ほど福谷委員からもありましたが、きちんと確保していただくというところにぜひ力を注いでいただいて、意欲を持ってここに参画してくださった地域の方々がそういったところで心配なく活動に力を注げるような体制をこちら側がつくっていく必要があるのではなかろうかと考えています。

以上、意見といえば意見です。ひとまず。

○大和田教育長 ただいまのは御意見ということでよろしいですか。

○細川委員 いいです。もう1つ、では、質問を少し。

○大和田教育長 はい、続けてお願いします。

○細川委員 導入に向けた行程表というところで、住民説明会をCS準備委員会が主催して実施するというようになっていきます。あえて、ここは準備委員会が主催をするという形にされたのだらうかと推測するのですが、ここが、学校が主催でもなく、教育委員会が主催でもなく、準備委員会として住民、地域向けに説明会を実施するというところのねらいといたしまして、そういったところについて、もしお聞かせいただければ有り難いと思います。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 初めての取り組みとなります。そして、モデル校と一緒に準備委員会を開催して、いろいろなことを協議していきます。いきなり住民の方に説明をするときに、では学校お願いしますねというように丸投げをするのではなくて、やはり一緒に協議、検討とか、研究を進めていく中で、この準備委員会の委員たちがかわりあって、学校を支援しながら保護者の方に説明ができるといいかなと思っておりますので、この住民説明会につきましてはCS準備委員会が主催といった形で記載しております。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 準備委員会が実際に学校運営協議会に移行していくようなことになるとい

うことを想定して、そこにかかわっていただける地域の方々にあらかじめお集まりいただいて、当初から一緒に参画をしながらこの準備を進め、地域の方々に対しての告知等々につきましても、そのかかわった皆さんが主体的となって進めていくというように理解をしてよろしいのでしょうか。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 そのとおりでございます。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 期待しております。

○大和田教育長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

---

### 日程第3 諸報告

○大和田教育長 続いて、日程第3，諸報告に入ります。

諸報告については、お手元の資料4のとおりとなりますが、事務局からの説明は省略いたします。

これから諸報告に関する質疑，意見を受けたいと思いますが，質疑，意見のある方はお願いいたします。千田委員。

○千田委員 「調布っ子“夢”発表会」ですよね。

○大和田教育長 はい。

○千田委員 だれもないようなので，感想をお話しさせてください。久しぶりに子どもたちの発表を聞きました。

思ったことが2つぐらいあって，私が知っているのは十何年前ですけれども，子どもたちの視点がかかなり広がっているなというのをまず思いました。大体，多摩川，深大寺，自然，人に優しく，防災，この辺りは結構出てきていたのですけれども，ジェンダーフリーとか，SDGsとか，食料問題とか，そういうことにも意見が及んできているのは，今の世界情勢まで見てのことだなと思い，先生方の指導もあってのこととは思いますが，感心いたしました。

それと，やはり今の教育内容が反映しているのか，かなり論理的に，具体的に，説得力のある発表が多かったなと思います。これも子どもたちの力が高まってきているというこ

とかなと思いました。

この発表は市議会議員さん、総務課及び関係各課に配布ということでやってくださっているようなので、どこかでぜひ、といったら難しいとは思いますが、どこかで、この子どもたちが語った夢が、ここで参考にしましたよというのがあったらいいなど。これは私の夢ですが、思いました。

以上です。ありがとうございました。

○大和田教育長 源後社会教育課長。

○源後社会教育課長 今、千田委員からいただいた御意見といたしますか、感想、それと夢というところなのですけれども、こちらは記載してありますとおり、意見、発表していただいた中身に関連したところはもちろん、その部署に取りまとめた報告について連絡をしております。可能な限り、今ありました実現に向けた取り組みという形で推進していきたいというように思っています。

○千田委員 お願いします。

○大和田教育長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかになければ、以上で諸報告を終わります。

以上で今定例会に付されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和3年調布市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。また、傍聴どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の  
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員